

令和4年3月24日

市内障害福祉サービス事業者 様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

障害福祉サービス事業所に対する行政処分について

日頃から本市の障害福祉行政に格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり処分の決定をいたしました。

公費を財源として運営されている制度において、不正に報酬請求し、受け取ることは、利用者の信頼を失うのみならず、制度に対する市民の信頼を損ないかねないため、絶対に許されることではありません。各事業者におかれましても、運営基準をはじめとした法令を遵守し、適正な事業運営を行うよう、一層の徹底をお願いします。

記

1 処分の対象となる事業者及び事業所

(1) 事業者

名称	代表社員	所在地
合同会社アンドM	川瀬 純司	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番7号 東通ビル6階

(2) 事業所

名称	所在地	サービスの種類
未来工房大曽根	愛知県名古屋市東区矢田一丁目10番31号 エツカ大曽根201号室	就労継続支援A型

2 処分の内容

決定した処分	効力発生日
指定取消	令和4年4月1日

3 処分の原因となる事実

- (1) サービス管理責任者が未配置のため、個別支援計画が適切に作成できていないにもかかわらず、個別支援計画未作成減算を適用せず、給付費の請求を行った。(法第50条第1項第5号に該当)
- (2) 平成31年1月1日から令和元年10月29日までサービス管理責任者が未配置であったにもかかわらず、サービス管理責任者不在の始期を令和元年9月12日とし、不在期間が実態よりも短い虚偽の変更届書を提出した。(法第50条第1項第10号に該当)

- (3) 令和 2 年 3 月 12 日及び令和 2 年 8 月 31 日の書類提出命令に対し、サービス管理責任者が不在の期間も配置されていたとの虚偽の報告を法人役員が行った。(法第 50 条第 1 項第 6 号に該当)
- (4) 法人役員が令和 2 年 2 月 26 日及び令和 2 年 8 月 17 日に実施した監査において、実際にはサービス管理責任者が平成 31 年 1 月 1 日から勤務していなかったにもかかわらず、令和元年 9 月 11 日まで勤務していたとの虚偽の答弁を行った。(法第 50 条第 1 項第 7 号に該当)

4 本市に対する返還金額

不正の行為により支給を受けた給付費の返還については、当該給付費の 40% を加算した額を返還するよう、名古屋市が事業者に命じ、これを徴収します。

不正を行った期間	平成 31 年 1 月から令和元年 9 月まで
不正請求額 (A)	6,510,608 円
加 算 金 (B)	6,510,608 円×40%=2,604,243 円
不当請求額 (C)	8,274,353 円
返還金額(A+B+C)	17,389,204 円

※他に本市以外の市町村に係る不正請求額が 114,577 円（概算）あり、当該市町村には連絡済みです。

5 欠格事由該当者

指定取消処分を受けた法人の役員又は事業所の管理者は欠格事由該当者となり、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない間は、法人の役員又は事業所の管理者に下記の者を含む法人の事業者指定等はできません。

- (1) 川瀬 純司（代表社員）
- (2) 楚郷 正治（業務執行社員）
- (3) 楚郷 奈美（業務執行社員）
- (4) 楚郷 杏莉（業務執行社員）
- (5) 渡辺 昌代（管理者）

【担当】

指定指導係(指定担当) (052)972-3965
 指定指導係(指導担当) (052)972-2578